

第 38 号

令和 8 年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間目標供給電力量 456,132,000 キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 電気事業収益	9,468,366 千円
第 1 項 営業収益	7,924,847 千円
第 2 項 財務収益	40,769 千円
第 3 項 事業外収益	1,502,720 千円
第 4 項 特別利益	30 千円

支 出

第 1 款 電気事業費用	7,320,228 千円
第 1 項 営業費用	5,420,511 千円
第 2 項 財務費用	443 千円
第 3 項 事業外費用	1,894,244 千円

第4項 特別損失 30 千円

第5項 予備費 5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,628,113 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 517,840 千円、減債積立金 17,243 千円、建設改良積立金 541,163 千円、地域文化振興等積立金 1,774,594 千円及び過年度分損益勘定留保資金 777,273 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 3,757,217 千円

第1項 固定資産売却代金 10 千円

第2項 長期貸付金償還金 43,878 千円

第3項 有価証券償還金 2,600,000 千円

第4項 国庫補助金 1,107,957 千円

第5項 雑収入 5,372 千円

支 出

第1款 資本的支出 7,385,330 千円

第1項 水力発電所建設費 546,000 千円

第2項 小水力発電所建設費 44,880 千円

第3項 水力発電設備改良費 3,147,859 千円

第4項 業務設備改良費 49,405 千円

第5項 事業外設備改良費	2,129,943 千円
第6項 企業債償還金	17,243 千円
第7項 繰出金	1,450,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 電気事業費用	1 営業費用	西山発電所 改修事業	1,543,949 千円	令和8年度	
				令和9年度	
				令和10年度	274,395 千円
				令和11年度	1,269,554 千円
1 資本的支出	3 水力発電 設備改良費	西山発電所 改修事業	6,945,576 千円	令和8年度	37,400 千円
				令和9年度	171,600 千円
				令和10年度	2,376,308 千円
				令和11年度	4,360,268 千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和8年度水力発電施設の改修工事等について契約を締結すること。	令和8年度から 令和9年度まで	1,452,660 千円
藤木発電所外改修工事等について契約を締結すること。	令和8年度から 令和10年度まで	1,582,900 千円
柚ノ木発電所水車発電機分解点検等について契約を締結すること。	令和8年度から 令和11年度まで	1,842,720 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と事業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 1,108,213 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000 千円と定める。

第 39 号

令和 8 年度山梨県営温泉事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 給湯口数 | 447 口 |
| (2) 年間総給湯量 | 712,500 立方メートル |
| (3) 一日平均給湯量 | 1,952 立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 温泉事業収益	138,720 千円
第 1 項 営業収益	133,930 千円
第 2 項 営業外収益	4,780 千円
第 3 項 特別利益	10 千円

支 出

第 1 款 温泉事業費用	138,290 千円
第 1 項 営業費用	131,562 千円
第 2 項 営業外費用	6,288 千円

第 39 号

第3項 特別損失 340 千円

第4項 予備費 100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 38,575 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 99 千円、建設改良積立金 27,500 千円及び過年度分損益勘定留保資金 10,976 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 10 千円

第1項 固定資産売却代金 10 千円

支 出

第1款 資本的支出 38,585 千円

第1項 温泉事業設備改良費 38,585 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 32,291 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、5,139 千円と定める。

第 40 号

令和 8 年度山梨県営地域振興事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 丘の公園年間総収容人員 219,071 人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 地域振興事業収益	163,692 千円
第 1 項 営 業 収 益	160,000 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	3,682 千円
第 3 項 特 別 利 益	10 千円
支 出	
第 1 款 地域振興事業費用	119,350 千円
第 1 項 営 業 費 用	106,221 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	12,119 千円
第 3 項 特 別 損 失	10 千円
第 4 項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 69,869 千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	10 千円
第1項 固定資産売却代金	10 千円

支 出

第1款 資本的支出	69,879 千円
第1項 地域振興事業設備改良費	25,000 千円
第2項 他会計借入金償還金	43,879 千円
第3項 予備費	1,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

第 41 号

令和 8 年度山梨県流域下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度山梨県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	48,446,000 m ³
(2) 1 日平均処理水量	132,729 m ³
(3) 流域関連市町村数	19 市町村
(4) 建設改良費	2,215,771 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 下水道事業収益	9,199,323 千円
第 1 項 営業収益	4,669,467 千円
第 2 項 営業外収益	4,529,852 千円
第 3 項 特別利益	4 千円

支 出

第 1 款 下水道事業費用	9,139,760 千円
第 1 項 営業費用	9,046,039 千円

第2項 営業外費用	92,720 千円
第3項 特別損失	1 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,013,952 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 49,943 千円及び過年度分損益勘定留保資金 964,009 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,210,584 千円
第1項 企業債	404,000 千円
第2項 国庫補助金	1,269,165 千円
第3項 市町村負担金	470,706 千円
第4項 他会計補助金	66,713 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,224,536 千円
第1項 建設改良費	2,215,771 千円
第2項 企業債償還金	1,008,765 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
国庫補助富士北麓流域下水道建設事業について請負契約を締結すること。	令和9年度から 令和11年度まで	900,000 千円
国庫補助峡東流域下水道建設事業について請負契約を締結すること。	令和9年度	336,000 千円
国庫補助釜無川流域下水道建設事業について請負契約を締結すること。	令和9年度から 令和10年度まで	320,000 千円
国庫補助桂川流域下水道建設事業について請負契約を締結すること。	令和9年度から 令和10年度まで	280,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	404,000千円	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	404,000千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の

金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 190,889 千円

(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業の経営基盤の強化及び施設整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,398,323 千円である。